

改正

令和3年2月26日

令和6年9月30日

令和7年12月26日

大田原市建設共同企業体取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事に係る共同企業体（以下「共同企業体」という。）に関し必要な事項を定めることにより、建設工事の適正な施工の確保を図ることを目的とする。

(活用)

第2条 共同企業体の活用は、建設業者の信用、技術、施工能力等を勘案し、技術力の結集等により、効果的施工の確保ができると認められる場合とする。

(種類)

第3条 共同企業体の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 特定建設工事共同企業体 建設工事の特性に着目して、市が発注する工事ごとに結成され、技術力の結集等により、効果的に工事施工が確保できると認められる共同企業体をいう。
- (2) 経常建設共同企業体 建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、経営力及び施工力を強化するために結成する共同企業体をいう。

(対象工事の種類及び規模)

第4条 特定建設工事共同企業体対象工事の種類及び規模は、原則として次に掲げるとおりとする。

(1) 対象工事の種類

- ア 技術的難度の高い特定建設工事（橋りょう、トンネル、ダム、堰(せき)、下水道等の大規模土木構造物及び大規模建築物、大規模設備等の建設工事）
- イ 特殊工法を内容とすること等により地元建設業者の技術の習得の促進に寄与することを目的とする建設工事

(2) 対象工事の規模

業種	金額
技術的難度の高い特定建設工事	おおむね2億円以上

(橋りょう、トンネル、ダム、堰、下水道等の大規模土木構造物)	
技術的難度の高い特定建設工事 (大規模建築物)	おおむね3億円以上
技術的難度の高い大規模設備等の建設工事	おおむね1億円以上
その他工事の規模、性格等に照らし共同企業体による施工が必要と認められる工事	

(構成員数)

第5条 共同企業体の構成員の数は、原則として3社以内とする。ただし、特に大規模であって技術的難度の高い工事については、5社以内とすることができる。

(構成員の組合せ)

第6条 特定建設工事共同企業体の構成員の組合せは、原則として等級格付が大田原市入札参加業者選定要綱（平成12年告示第64号。以下「要綱」という。）第5条第2項に規定するA級に属する者の組合せとする。ただし、市が十分な施工能力を有し、適正な共同施工が確保できると認めるときは、B級に属する者を含めた組合せとすることができる。

2 経常建設共同企業体の構成員の組合せは、原則として同一等級又は直近等級に属する者の組合せとする。ただし、市が個別審査において、下位の等級に属する者に十分な施工能力があると認めるときは、構成員となる者のうち、上位の等級にある者から直近2等級までに属する者の組合せとすることができる。

(構成員の要件)

第7条 特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) その年度の建設工事入札参加資格者名簿に登載され、かつ、工事の種類に相応する業種の格付を受けている者であること。
- (2) 当該建設工事に対応する許可業種につき許可後3年を超える営業年数を有すること。
- (3) 原則として当該建設工事を構成する一部の工種を含む工事について元請としての実績を有し、かつ、当該建設工事と同種の工事を施工した経験を有すること。
- (4) 当該建設工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を保有していること。

2 経常建設共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) その年度の入札参加資格審査を終了していること。この場合において、構成員は、同一の

業種で2以上の経常建設共同企業体の構成員となっていないこと。

- (2) 希望する工事種別に対応する許可業種につき許可後3年を超える営業年数を有すること。
- (3) 原則として希望する工事種別につき元請としての実績を有すること。
- (4) 希望する工事種別に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を保有していること。

(出資比率)

第8条 共同企業体の構成員の出資比率の最小限度基準は、次に定めるところによる。

- (1) 2社の場合 30パーセント以上
- (2) 3社の場合 20パーセント以上
- (3) 4社の場合 15パーセント以上
- (4) 5社の場合 10パーセント以上

(代表者の選定方法)

第9条 特定建設工事共同企業体の代表者は、当該建設工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定による特定建設業者の許可を有する者とし、その出資比率は構成員中最大（同比率である場合を含む。）とする。

2 経常建設共同企業体の代表者は、構成員の協議により決定された者とする。

(特定建設工事の決定)

第10条 市長は、工事規模、工事内容、難度等を総合的に勘案の上、特定建設工事共同企業体へ発注する特定建設工事（以下「特定建設工事」という。）を決定するものとする。

(特定建設工事共同企業体の結成方式等)

第11条 市長は、構成方法、出資割合その他当該特定建設工事の施工に必要な特定建設工事共同企業体の結成方式を決定するものとする。

2 特定建設工事共同企業体の結成は、自主結成とする。

(特定建設工事共同企業体の結成)

第12条 市長は、特定建設工事共同企業体を契約の相手方としようとするときは、あらかじめその旨及び次に掲げる事項を公示し、これにより入札参加資格の申請を行わせるものとする。

- (1) 結成方式及び特定建設工事の内容
- (2) 提出書類及びその提出期限

2 特定建設工事共同企業体の構成員は、同一工事で2以上の特定建設工事共同企業体の構成員となることができない。

3 第1項第2号に掲げる提出書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 特定建設工事共同企業体建設工事入札参加資格審査申請書（様式第1号の1）
- (2) 特定建設工事共同企業体協定書（様式第1号の2）
- (3) 申請日において有効な総合評定値通知書の写し（総合評定値通知書が未着の場合は、受付印の押印のある総合評定値請求書の写し）

4 委任状については、その委任内容によりその都度作成し、写しを提出するものとする。

（特定建設工事共同企業体の建設工事入札参加資格申請手続）

第13条 建設業者が特定建設工事共同企業体を結成したときは、指定された期限内に前条第3項に定められた書類各1部（組）を市長に提出しなければならない。

（特定建設工事共同企業体の資格審査及び格付）

第14条 前条により書類を提出した特定建設工事共同企業体については、入札参加資格審査を行い、適格なものに資格を認めるものとし、格付は、次により行う。

- (1) 構成員の等級別格付が異なる場合は、上位の構成員の格付をもって特定建設工事共同企業体の格付とする。
- (2) 構成員の等級別格付が同一の場合は、当該構成員の格付をもって特定建設工事共同企業体の格付とする。

2 市長は、前項の格付の結果を特定建設工事共同企業体の代表者に通知するものとする。

（特定建設工事共同企業体の有効期間）

第15条 市が契約した特定建設工事共同企業体の有効期間は、結成時から当該工事の完成後3月を経過した日までとする。この場合において、当該期間満了後に、当該工事につき、契約不適合責任があるときは、各構成員は連帯してその責任を負うものとする。

2 当該工事につき結成された特定建設工事共同企業体のうち契約の相手方とならなかったものの有効期間は、当該工事の契約が締結されたときをもって終了するものとする。

（経常建設共同企業体の建設工事入札参加資格審査申請手続）

第16条 経常建設共同企業体の指名競争入札参加申請の申請期間は、市長が別に定める期間とし、次に定める書類を提出するものとする。

- (1) 経常建設共同企業体建設工事入札参加資格審査申請書（様式第2号の1）
- (2) 経常建設共同企業体協定書（様式第2号の2）
- (3) 申請日において有効な総合評定値通知書の写し（総合評定値通知書が未着の場合は、受付印の押印のある総合評定値請求書の写し）

(4) 経営規模等総括表(様式第3号)

2 委任状については、その委任内容によりその都度作成し、写しを提出するものとする。

(経常建設共同企業体の資格審査及び格付)

第17条 経常建設共同企業体の資格審査については、要綱の定めによりこれを行い、要綱第5条第3項の客観的事項については、次に掲げるとおりとする。

(1) 経営規模の審査は、各構成員の年間平均完成工事高、自己資本額及び職員数のそれぞれの数値の和とする。

(2) 経営状況分析に係る評点は、各構成員について算出される経営状況分析評点の平均値によるものとする。

(3) その他の評価項目は、技術職員数については、各構成員の技術職員数の数値の和とし、営業年数については、構成員の営業年数の平均値によるものとする。

(経常建設共同企業体の有効期間)

第18条 経常建設共同企業体の有効期間は、格付を決定した日の翌日から新たな格付が決定されるまでの期間とする。ただし、当該有効期間満了後においても当該工事につき、契約不適合責任があるときは、各構成員は連帯してその責任を負うものとする。

(建設共同企業体編成表の提出)

第19条 市の工事を受注した経常建設共同企業体及び特定建設工事共同企業体の代表者は、契約を締結した日の翌日から5日以内に建設共同企業体編成表(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(その他)

第20条 この要領に定めのない事項は、要綱の定めるところによるものとし、その他必要な事項は、市長が別に定める。

(準用)

第21条 測量、建設コンサルタント等の業務の共同企業体については、この要領を準用する。ただし、格付は行わないものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成18年3月28日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

(大田原市建設共同企業体取扱要領の廃止)

2 大田原市建設共同企業体取扱要領(昭和62年5月9日制定)は、廃止する。

附 則（令和3年2月26日）

この要領は、令和3年2月26日から実施する。

附 則（令和6年9月30日）

この事務管理例規は、令和6年10月1日から実施する。

附 則（令和7年12月26日）

この要領は、令和8年1月1日から実施する。